

東洋史研究

第三卷
第六號

昭和十三年八月發行

元代「投下」の語原考

安部 健夫

一

元時代の文獻には、「投下」といふ文字が習見する。

「投下」とは、現在行はれてゐる極めて常識的な——とはいへ、この語を含む幾多の句例・文例に對しては、ほとんど完全に妥當する——定義に従へば、『諸王・后妃・駙馬・公主・功臣等の領地（乃至は領民）』を意味したもの以外ならぬ。それは又屢々『領主としての資格に於ける諸王達自身、就中功臣』を意味するものとしても現れて来る。

いづれがその第一次的な意味であつたかについては、なほ俄かに決定し難い節も存するが、恐らくは語の原初期から互に相通じて用ひられてゐたものであらう。合して唯一客體を構成すべき法人格的なものと自然人格的なものとの間に於ける語義の自由な轉移である。ただこの語の由緒あるひは來歴に至つては、今なほ詳かにされていない。「投」といひ「下」といふ二字の組合はせの裡に、果して如何なる譯で、上述のやうな意味が生れて來たかといふ事に就いては、今に至つて權威ある所説を聞かぬ。人々は只、この歸納的ではあるが然し、極めて常識的

な定義に於いてのみ、漠然、この「投下」といふ語を理解して來たに過ぎなかつたのである。

一體、諸王侯の領地は、いま若し之を、純粹にその授受關係の點ばかりから觀察するならば、或は單なる政治的現象に止まるものであるかも知れない。然しながら、之を更に、その存在關係に於いて觀察するならば、それは疑ひもなく、一の社會的・經濟的現象である。各時代を通じて、國內諸地に散在するこの種の地土は、その持ち得た悉ゆる契機に於いて、當時の社會的情勢と經濟的動向とに干與すること至大であつた。ある時代の諸王侯領地に就いての正しい理解が、その時代の社會經濟史に對する全般的な理解への、必要缺くべからざる諸前提の一を成すべきものであること、従つて論を俟たぬ。元時代の社會史的・經濟史的研究にも、これら諸王侯領地に對する、種々の視角よりする考察が如何に必要であるかに就いては、更に多言を要しない所である。事實に於いては然し、この問題については、今なほ系統的な考察が行はれてゐない。それが正しい理解までには、前途さらに遼遠である。その理由は必ずしも一にして止まるまい。史料の不足・またその寡少な史料のもつ難解さ等、みな是であらう。しかも、その最も根本的なものゝ一つは、當時の諸王侯領地に關する研究の基礎的問題とでも見做さるべき、「投下」といふ語の由緒・來歴が、依然として不明のまゝに残されてゐる事ではあるまいかと思ふ。

勿論、この場合に於ける語の由來の探求は、それがどれ程精確に行はれたとした處で、詰りはその地土に關する授受關係の様態を明かにし得るに過ぎぬ。この點からすれば斯様な問題は、とり立てゝ論ずるには足りないものであるかも知れない。ただ、かくしてその語義が明瞭になれば、吾々はそこに始めて、當代諸王侯領地に對する社會史的・經濟史的研究への、確たる基礎を見出すことが出来る。それが一つ——。更に吾々は、その授受關係の比較を通して、支那に於ける封建制度の時代的推移を跡づけることも不可能でない。これら兩様の意味に於

いて「投下」といふ一語の由來如何といふことは、必ずしも單なる求原的興味の對象ばかりとして之を輕視することは出來ないと思ふ。爲に一小篇を草する所以である。

二

「投下」といふ語——少くとも元時代に謂はゆる「投下」といふ語の由來を考へるについて、先づ吾々の疑惑を誘ふものは、前記『諸王・駙馬等の領地(領民)』といふ、その語の内容が、果して「投」といひ「下」といふ二字のもつ、單なる漢字型的意味表象の組合はせに依つて生じたものに過ぎぬか、但しはまた、それとは全く無關係に、か様な意味をもつ、ある外國語漢語に對しての音を譯出する事に依つて生じたものであらうかと云ふ事である。

支那・殊に近世支那の文獻には、屢々投獻・投拜・投屬・投充などといふ言葉が見えてゐる。これらの諸語はいづれも、人民が——多くは租税その他、土地を所有することによつて生ずる幾多の義務を回避しようが爲に——その土地を舉げて王侯貴戚ら權威者のもとに、字義通りに「投ずる」ことをいふ。ところが諸種の文獻の中には時として、これらの語の中の孰れかとの聯關に於いて「投下」の語を含むものがある。例へば高麗史卷二十八、忠烈王四年に、

西海道内谷州遂安兩城、往年投拜塔察大王。大王使吉里歹來點民戶。尋蒙省旨云、諸王投下不得一面收拾民戶云云

とあり、又永樂大典の站赤編(二)に、

總帥所轄城邑、有站戶三百四十戶。今皆投充諸王只必鐵木兒・駙馬愛不花投下戶云云

とある様なのがこれである。而も斯様な例證の存在は、ともすれば吾々を一の臆斷に誘ひ込み易い。謂はゆる「投下」とは、か様にして諸王・駙馬等の權貴の下に投充し投拜された、土地 人民の謂ひではあるまいか——「詔蒙古侍衛所管探馬赤軍人子弟、投充諸王位下身役者、發還元役充軍。」元史、卷九、兵志、案外かうした所に「投下」の起原があるのではないかしらとも考へられるのである。これが果して正しいか否か。

この事に就いて、更に他の新しい示唆を吾々に與へるものは、故箭内互博士の「投下」に對する所見である。

博士はいふ「投下とは諸王駙馬功臣等の分地をいふ。此の語の原義詳ならねども、遼史に頭下とあるは全く之と同音同義なるべし」蒙古史研究所收、元代社會の三階級と。博士の所見の要點は以上の二句に盡きる。註記であるせいもあらうが、

極めて簡單なものであつて、その推論の過程も充分には明かでない。遼史索引若城久治、郎氏編に據ると、遼史には僅かに一ヶ處ながら「頭下」の類語たるべき「投下」の語も見える。博士が果して、遼史に於けるこれら二語の關係

をも——文面にはともかく、少くとも——念頭に置いて立言されたものであるかどうかさへ尙ほ疑はしい。ただ

然し、それが單なる音韻上の一致投・頭の元代音は共にtonからばかりの所見ではなく、その基據には更に、二語のもつ意義

内容上の一致を認めて居られたことは確實である。この意味に於いて博士の所見は正しい。「投下」即ち「頭下」であるといふ事の限り、吾々は全的に故博士の明察に信憑して可なりであると思ふ。のみならず、近頃では別に

最も直接的な文獻的證據も挙げ得ることであつて、實は、先掲站赤篇中の一文、同書他の所(九)には、違つた文體で、「總帥管著底城子裏出來當站有來底二百四十戶站戶、只必帖木兒大王根前諸王根前愛不花駙馬根底頭下。有

麼道、不當站有麼道云云。」と見え、また宋會要稿蔣夷一、契丹所收の宋琪後出の奏疏にはより端的に「晋末虜主投下兵、

謂之大帳。中略國母述律氏頭下、謂之屬柵。」とあるのである。「頭下」を「投下」に連結せしむべき最も強力な

膠質劑。「投下」の全語を本來の漢字として解釋しようとする試みは、もとより棄却されねばならぬ。

然しながら、茲にまた新しい疑問が起る。「投下」即ち「頭下」であれば、少くとも其の *ton* が、ある外國語音の完譯若しくは部分譯であらうことは疑ひを容れぬ。ただ、これらの場合に於ける「下」も亦、ある外國語音の譯出であるかどうかと云ふ事、これである。

元時代の文獻には——殊に諸王・后妃などの分地・分民に關聯して——屢々「御位下」「位下」「帳下」などの語が出て来る。その他「幕下」「麾下」などの語も見える。これらの場合の「下」は疑ひもなく、その漢字型的意味表象によつて「した」或は「もと」を意味する。

元制、自御位及諸王、皆有昔寶赤。蓋鷹人也。中略打捕鷹坊人戶、中略其雜泛差役、自太宗乙未年抄籍、分屬御位下及諸王公主駙馬各投下。元史、卷一百一、兵志、鷹坊捕獵の項

「位下」「帳下」とは、夫々ある「位」・ある「帳」の「した」或は「もと」に屬してゐる土地・人民の謂ひに外ならない。いま移して「投下」の場合を考へると、この語も亦「位下」「帳下」などの一類語ではあるまいかと考へられよう。譯音文字の下に本來の漢字を連結することの合理・不合理は姑く措く。「下」も亦一の譯音字に過ぎぬといふ的確な證左の擧げられない限り、吾々の思考は復、この所で停迷しなければならないのである。

この元代に謂はゆる「投下」が、全的にある外國語音の譯出に外ならぬことに對する、的確な證左は然し、比較的容易に求め得られる。元典章卷四、朝綱一所收、至元十年七三六月日附の公文に、

彰德路承奉中書戸部符文該。契勘、本部上承都省、下臨隨路諸司局、及遇諸王位下各投項一切民間大小公事。

照得云云。

とあるもの、これである。茲に「諸王位下各投項」とは、他の元時代の公文に習見する「諸王公主駙馬各投下」或は「諸王公主駙馬并諸投下」に對應せらるべきもの、意味の上からして「投項」即ち「投下」であること明かである。また「投下」の元代音は *tou-hia* 「投項」のそれは *tou-hiang*。僅かに語尾の *ng* 音の有無を異にするばかりに過ぎぬ。音韻の上から云つても、二者の符合を立證することが出来るのである。ただ残念なことには、「投下」を「投項」としてゐる例は、寡見にしてこの公文を擧げうるに過ぎない。新元史^{卷九}十八の兵志には、軍人によつて掠買された人戸のことを「投祥 *tou-hsiang* 戸」ともいつてゐるが、これが果して「投下」と關係あるか否かも斷言を憚られる。ここに聊か結論への不安を感じた譯であるが、幸ひ他の異字譯の存在によつて、この不安を一掃することが出来た。歐陽文忠公集・文文山集・郝文忠公集・黑韃事略などに散見する「頭項」が、それである。例へば元の郝經の文には、

平陽一道、隸拔都大王。中略今王府又將一道細分、使諸妃王子各征其民、一道州郡、至分爲五七十頭項。

とある。「頭項」即ち *tou-hiang* が、直接には「投項」に、またやがては「投下」「頭下」に比定さるべきものであり、その限りに於いて、ある外國語音の異字譯に過ぎぬことは一見して明かであらう。處で私は、極く最近に至つて、若城久治・小川裕^人兩氏の御好意により、小林高四郎氏の書かれた「元代の『投下』の意義について」^{隣善}

協會調査月報昭和十三年二月號といふ論説を寓目するの機會に恵まれた。寔に迂かつな次第ながら、そこで始めて、王國維氏に

既に「頭項」は「投下」の訛音なりとの所説のあることを知つた。氏は黑韃事略・金史^{卷一百一十七}國用安傳の「十七頭項」を、元の許有壬の中州文表^{卷二}十二所收、右丞相怯烈公神道碑に在る「十七投下」に比定することに據つて、如上の見解に達せられてゐる。さすがに達識である。勿論、氏のやうに、それら兩語の關係を「投下」主「頭項」

從の訛音關係とのみ認めてよいかどうかに就いては、多少の異論もないが後節、參照、ともかくも藉りて以て別の方式からする私の見解を補ふに足らう。かくて「投下」の「下」が決して「した」或は「もと」の義をもつものではなく——少くとも私の方式からすれば——これまた一つの譯音字に過ぎなかつた事は、既に動かし難い事實である。故箭内博士の「投下」を「頭下」に比定されるに當つては、語氣の裡になほ若干の疑問を存して居られるが、茲にその疑問も亦全く氷解することが出来たと思ふ。

三

前節の劈頭、私は「投下」について、茲では特に元時代に謂ふところのものを問題としてゐる旨を強調して置いた。t'ou-hia(ng)といふ音價によつて支持されるある外國語の種類の決定について、多少の必要を感じたからである。

「投下」「頭下」「投項」「頭項」などの語が全體として、元時代蒙古時代を含む人によつて最も頻繁に使用されてゐる以上、本來と外來とを問はず、ともかく其のある外國語が、一先づ蒙古語でなければならなかつた事は云ふまでもあるまい。然し、それが果して本來の蒙古語であるか、或は外來語の繼受もしくは消化によつて出来たものであるかの問題になると、やはり其れは、契丹語に基くものと考へねばならぬ。元時代の編纂にかゝる遼史に、特に「頭下」の語が疊見することは兎もかく、宋初太宗雍熙二年九八五年の日附をもつかの宋琪の奏疏の中に、

晉末契丹頭下兵、謂之大帳。

いよ續通鑑長編に據る。序年ら、所引の「頭下」は虜主即ち「君主」のそれである。然し之が果して忠實なる契丹的用法でもあるか否かを詳にせぬ。

とあつて、契丹に於ける「頭下」の存在の起原遼遠なることを示してゐるからである。更にその契丹語としての

「頭下」の由來如何といふ事になると、可能性についての判斷は二途に分れざるを得ない。一つは之を本來の契丹語とみるものであり、他は之を漢語としての「頭項」の繼受轉訛された形とみるものである。漢語としての「頭項」は、それ自身に於いて chief の意味を持ちえたことと思ふ。それが契丹語に攝入れられて、契丹語としての tou-hia(nə) になつたと見るのである。但し、この第二の見解を支障なく成立せしめようが爲には、漢語としての「頭項」が、少くとも唐末乃至は五代の頃から、漢人によつて常用されてゐた證左がなければならぬ。しかしこの事については全然知る所がない。何ら強力な證左がないにも拘らず、敢へてこの第二の可能性を指摘したのは只、例へば歐陽文忠公集^{卷十}の「論湖南蠻賊可招不可殺劄子」^{仁宗、慶曆四年（一〇四四）}に、

臣風聞、楊畋近與蠻賊鬪敵、殺得七八十首級。中略今湖南捕賊者、殺一人頭、賞錢十千。官軍利賞、見平人盡殺。平人驚懼、盡起爲盜。除鄧和尚李花脚等數十^{一作十}頭項外、其餘隨大小成火者、不可勝數。中略若令畋自作意度、招取大頭項者、因此小勝、傳布捷聲。中略旬日之間、湖南定矣。後略

とあり、文文山集^{卷五}「賀吳提舉西林名道夫書」^{理宗開慶元年（一二五九）}にも、

明公蓋防^{この意味を知らず}防^防一大頭項也。今事莫如袁吉^之之急。袁以改昇明公、而鄉里^{即吉州}又得平林爲重。時有明公、諸人必能一心同力、以障潰堤之衝。後略

とあつて、或は盜賊の首領、或は禦侮の長官のことを、宋人がいかにも自然に之を「頭項」と呼傲してゐるからである。「頭項」の見える北宋及それ以前の人々の手になる文獻としては、唯今のところ僅かに、かの歐陽修の文字を知るばかりである。宋人のいはゆる「頭項」が果して漢語本來のものであるかどうか、更に又、契丹語の tou-hia(nə) が漢語としての「頭項」の繼受形態であるかどうかに就いては、従つて、なほ今後の攻究を俟たね

ばならぬ。茲では唯その可能性を指摘して置くに止める。前述の如く王國維氏は「頭項」を以て「投下」の訛音なりと斷じて居られるといふ。この見解は然し、事その訛音關係に關する限り、まだ充分な根據をもつものではない様に思はれるのである。

ともあれ「投下」の語原を、その傳承の系脈をつきつめてまで、徹底的に究明することは至難である。本篇にあつては便宜、「投下」及其の類語が、少くとも元時代にあつては、ある蒙古語の音寫として存在したといふ基礎的事實の上に論を進めたいと考へる。ただ之については、結果論的にみて、二三の假定が許容されねばならぬ。

第一——契丹語としての *tou-hia(ng)* が、たとひ漢語としての「頭項」の繼承形態であつたとしても、一旦、契丹語化され更に又蒙古語化された上は、名詞以外の他の品詞への發展も可能であつたこと。第二——『諸王・駙馬等の領地(領民)』としての「投下」等の語が、早く元時代にあつて消滅に歸したとしても、何らかの形で現代蒙古諸方言の中に、その痕跡を留めてゐるであらう事などである。更に第三として——普通信ぜられてゐるやうに契丹語が果して蒙古語系統の言語であつたものとすれば、考證の結果は言語學的にいつて、より一般的な妥當性をもち得ることにならねばならぬ。

四

そこで結局問題は、「投下」「頭下」乃至は「投項」「頭項」、即ち *tou-hia* 若しくは *tou-hiang* といふ音價によつて支持されてゐた蒙古語は何であつたかに歸着するが、しかし、この問題については先づ以て、「投下」の成立が、その本質的な約束に於いては、果して如何なる條件或は要素を必要としたかを明かにして置かねばなら

ぬ。單なる音韻上の類似乃至は一致ばかりを手懸りとすることは危険だからである。「投下」のもつ歴史的性格を規定する上にも亦必要なことであらう。

この種の條件或は要素を的確に指定することも然し、實はかなりに困難である。使つた人・使はれた時の如何によつて、同じ「投下」「頭項」等々の語の指示する所のものにも多少の偏差があつた様に思はれ、従つて何がその本質的な約束であるかを、客觀的な確實さを以ては斷定しにくい爲である。が大體に於いて、次の二種三個の條件なり要素なりは、その成立の本質的狀態に於いては不可缺のものであつたと見ることが出來よう。私としては、出來るだけ蒙古時代及それ以前に關する文獻によつて、この結論に到達した。その第一種は謂はゞ內的條件とでもいふべきもの、かつての表現に従へば、自然人格的條件といつても差支へないであらう。更に之を二個に分析する。一つは軍事的要素であり、他は勳功的要素である。その第二種は外的・法人格的な條件であつて、實質的な或は社會的・經濟的な要素をなす。具體的には、所領統治權及び徵稅^{又は賜稅}權の獲得・私民私奴の占有植置等がその内容を構成する。これら内外二條件が國家的權威の指令或は認可によつて合一せしめられる時、そこに始めて、北方民族的封建單位としての「投下」領・「頭項」領が發生し成立し得たのだと、私は見たいのである。

(一) 先づ遼史^{卷三十七}の地理志を見ると、いはゆる「頭下軍州」について次の様な説明を附してゐる。

皆諸王外戚大臣及諸部、從征俘掠、或置生口、各團集、建州縣以居之。^{卷五十九、食貨志にも「從上征伐、俘掠人戶、自置郭郭。」とある。}

即ち、少くとも遼時代の「頭下」は、軍事行動の結果として成立すべきものであつた。征戰所獲の人口その他を集めた土地を、その軍事指導者たちの封領としてゐたのである。更に、黑韃事略の記事になると、軍馬を統率する者自身が「投下」であるかと思はせる様な書振りである。例へば、

其軍馬將帥、舊謂之十七頭項。中略兵數多寡、不得而知。中略今之頭項、又不知其歲、老曾宿將、死者過半。然戰爭不休、則續能兵者、又似不乏。其頭項分戍、則窩眞之兵在遼東、茶合姆之兵在回回。後略

とか、又、「其營必擇高阜、中略諸部軍馬、各歸頭項、以序而營。後略」などあるのが、それである。「投下」の成立に際し、何らかの意味に於いて、軍事的要素が必要であつた事は、これらによつて、一層之を確かめることが出来ると思ふ。

(二)「投下」の成立は更に、勳功を必要とする。元史卷十成宗本紀、元貞二年一二九二五月の記事には、「詔諸王、駙馬及有分地功臣、居上都大都隆興者、與民均納供備。」とある。茲に謂はゆる「諸王駙馬及有分地功臣」とは、

前にのべた「諸王駙馬并諸投下」といふに同じである。この他にも「功臣」を以て「投下」を表現してゐる例が鮮くない。ある場所に「十投下」とあるものを、他の場所で「十功臣」としてゐる様なのが、それである。その最も顯著な例は、元史卷一百十九の本華黎傳に附せられた其子孛魯の傳に、「丙戌蒙古太祖二十一年一二二六夏、詔封功臣、戸口爲食邑、曰十投下。」とあるものである。勳功的要素が如何に重大な關係をもつてゐたかは、これらに依つて明かである。なほこゝに見られる「諸王駙馬并諸投下」といつた、恰も「投下」とは端的に「功臣」のみを意味するものであるかの様な特殊な表現——その由つて來つた所以は恐らく、元人の價值感覺に於いては時に、『領主としての資格』第一節、「投下」に對する常識的な定義を參照が「諸王・后妃・駙馬・公主それぞれとしての資格」と「功臣としての資格」との中間に位置を占め勝ちであつた爲であらう。

かくて「投下」の成立には、その内的・自然人格的な條件として、軍事的要素と勳功的要素とが必須なものとなつては居た。然し乍らこれらの二要素は、各々別個にその成立を條件づけてゐた譯ではない。上に列擧した諸

文獻を表面的にのみ解釋するときは、勿論、それらは別個のものとして理解されよう。然し、今之を事實について觀察すれば、それらの二要素は常に、或る一個の分地受領者の裡に具體されてゐた事を認めねばならぬ。例へば、總じて「五投下」は五諸侯、諸五侯？或として知られてゐる蒙古時代の五名の封侯の事蹟を調べてみても、彼らは何れも、その當時に於ける軍事的勳功者に外ならない。純然たる文治的功勞者のために、「投下」の成立した例の如きは、却つて見出し得ない。既引、遼史の地理志「頭下軍州」の條を検すると、「頭下」領主たるべきものの中に「公主」の一目が存在する。宋珙の奏疏の中にも「國母述律氏頭下」の語が見えてゐた。女性であつても「頭下」領主。一見奇異に感じられないでもないが、然し之についても、彼らが私兵の所有者として軍事的勳功者たり得る機縁に恵まれてゐたことを憶はねばならぬ。元時代の後妃や公主に關しては、なほ幾分の疑念を残してゐるが、少くとも遼時代のそれらに關しては、之を「頭下」の語義の擴充變質に依るものと解するには當まいと思ふ。そしてこれらの意味からすれば、先の二要素は寧ろ、之を軍事的勳功に綜合歸一した方が妥當であらう。たとひ遼代關係の文獻に勳功的要素が表在せず、元時代のそれに軍事的要素の露呈せぬものが多いとしても、必ずしも之を「投下」の語義の時代的變化に起原する現象だと見る必要はないのである。

(三) 内的條件に相應じて、「投下」の成立はまた外的條件をも必要とする。「投下」のもつ法人格的相貌を充足せしむべき實質的な、又、社會的經濟的な諸要素を含む條件である。その一は所領統治權であるが、遼史^{卷三七}地理志の「頭下軍州」の條には之について、「其節度使朝廷命之、刺史以下、皆以本主部曲充焉。」と説いてゐる。それに對して初めから、或る程度までの制限の附せられてゐた事が了解されよう。元時代の「投下」にあつても

——時期の前後によつて多少の異同こそあれ——原則上ほど同一性質の事態のみられることは、多くの史料の指

示すところである。〔例〕典章・條格のはか元文類、卷四十、經世大典序錄「投下」の條、また牧庵集の高麗潘王詩序等 この最後のことは、以下の諸事項についても同様に妥當するであらう。因みに、かゝる統治權の設定さるべき所領地土の所在は、少くとも元時代に關する限り、強ち其の領主たるべき者の可牧的な「農土 *nung-tu*」元史、卷一百十八、特薛禪傳、譯語「經界」 即ち「營盤」元朝祕史の「斡禿黑」の譯語 (Kö wal) *noutuk: demeur, domicile, camp nomade* の所在地に一致する譯のものでもなかつた。「農土」の所在地以外の數ヶ處に互つてさへ、彼らの所領地土は存在することが出來たのである。特薛禪傳のはか同じく、卷一百十七別里古台傳 その二——は徵稅權乃至は賜稅權である。遼史では前文に引續いて、「官位九品之下及井邑商賈之家、徵稅各歸頭下」唯酒稅課納上京鹽鐵司。とあり、又かの郝經の文引には、「使諸妃王子各征其民。一道州郡、至分爲五七十頭項。」とあつた。後例に於ける能動者は、いはば私的權威拔都大王であるに過ぎない。必ずしも適例とは言ひ難いけれども、又以て「投下」に於ける徵稅權の重要さを伺知るには足らう。但し、蒙古時代に、その太宗八年一二六三以來、五戸絲阿合塔木

兒阿哈探馬兒の制度が採られてからの事は、徵稅權などといふよりは寧ろ、賜稅權といった方が適はしいやうに思ふ。

その三——は私民の占有と私奴の植置である。遼史地理志の「頭下軍州」の條にも「從征俘掠、或置生口、各團集」とあつて、二種の恐らくは經濟民の、併存乃至は單存を示唆してゐたが、更に、その地理志の序説には、「又以征伐俘戶、建州襟要之地。多因舊居名之、加以私奴置投下州。」といひ、一層明確にその併存を傳へてゐる。經濟民と呼んだのは、前者が主として租稅ことに農租の爲に、後者が主として爾餘の一般の生産的また不生産的な勞役のために、その存在を必要とせられたと考へられるからである。遼代に於ける俘戶と私奴生口必しも私奴ではが茲ではそれぞれ、元代に於ける投下戶と怯斡口 *get-jin-kümin* 家の人、家の子、郎黨 とに該當するものとみて大過あるまい。怯斡口に關する部分は、故箭内互博士の夙に指摘して置かれた事に屬する蒙古史研究、七一三頁註文參照。元代、ことに元初

の文獻にもやはり、「部曲」の語が習見する。しかしこれは寧ろ、「投下」に附隨する人的要素の汎稱經濟民+私兵+隨身の支配として使用されるのが普通ではなかつたかと思ふ。

「投下」成立の外的條件として擧ぐべきものは、大體以上の三項につきる。^③ それら以外に別に、純然たる私兵もしくは私兵的な軍隊、例へていふならば、元時代に於ける探馬赤軍原形は不明、普通部族軍のこととして知るのやうなものの保有尤も元代に「投下」に附隨した軍隊は必しも部族軍ばかりではなかつたといふ事も、これに聯關して考へられないでもない。これは然し孰れかと云へば、「投下」の成立以前に於いて其の發生を可能ならしめ、成立後に於いて其の存在理由を充足せしめた内部的原動力と見做さるべきもの——觀念上、直接には寧ろ「農土」ヌツクにこそ關係づけらるべき者であつた。内的條件の裡に既に、軍事的要素の中の重大分子の一として胎動してゐた譯でもある元史卷一百二十一畏答兒傳の兀魯の語を參照茲では除外して置く。

五

「投下」「頭下」並びに「投項」「頭項」の元代音は、それぞれ *four-tia* 及び *four-tiang* であつた。そして其等の成立に當つては、内的・自然人格的條件としての軍事的勳功と、外的・法人格的條件としての諸種の特權規定とが必須であつた。これら成立に關する諸條件が、おのづから、その語義内容を規定せねばならぬ事はいふまでもあるまい。かくて音韻上・語義上の要件がともかくも出揃ふ。吾々は愈々その語原如何の探索に當らねばならぬ。

コワレフスキー其の他に據つて色々討ねてみたが、やはり、名詞型そのまゝで今の目的に合致する單語は見當らない。動詞型のものでも、譯語の指示する所に忠實な限り、悉ゆる要件を残りなく満足させる程のものには廻

合はぬ。先づ無難と思はれるものは唯、「功勞に酬ふ」*récompenser les mérites* なる意味を有する *tokya-kou* 一般的に綴れ *tokja-kou* といふ動詞はかりである。この動詞の語幹、もしくはこの動詞から作られる名詞型を以て「投下」*tokja-kou* などの語原とするのが、この際最も穩當なところではないかと惟ふ。之を *tokya-* に比定するだけのことであれば、もちろん、問題は比較的すくない。更にこの動詞から出た名詞型をもつて來ようすると、蒙古語と契丹語との言語學的關係の他に、蒙古語自身に於ける接尾語の歴史的・地域的變化などの問題も纏つて來る。さうなると吾々専門家ならぬ者には、到底手に負へなくなつて來るのであるが、茲では便宜、かような問題に拘はることを避け、あり合はせの文法書によつて、その名詞型に關する所見を陳べて置くことにしよう。ルドニエフに據ると、蒙古語では「その行爲を受ける物」を示すのに、動詞の語幹に *gän, gen, gä, ge* 或は *yän, yen, yä, ye* (語幹の終りに *i* がある場合) を接尾せしめるといふ。*tokya-* の場合であれば當然、*gän* 若しくは *gä* でなければならぬ。かくて「功勞に酬められるもの」としての *tokya-gän, tokya-gä* といふ形が出来上る。而も *agän, agä* は事實上 *än, ä* と聽取される。結局 *tokyän* 並びに *tokyä* が同一の語の違つた形として殘されるのである。この造語過程、少くともこれに類する造語過程が、若し元代蒙古語から更に溯つて契丹語に於いても在り得たものと假定出来れば、「投下」*t'ou-hia* 「頭項」*t'ou-hiang* などは、不定型の語幹 *tokya-* に基くと見るよりは、この *tokyän, tokyän* の對音とみる方が、より適當なことは勿論なのである。

なほこれらの場合に於ける K 音と H 音との差異については、下・項等の頭音が元代には H よりも K に近かつたのであるか、それとも現在の *tokya-tou* の K が元代には H に近いものであつたのか、その邊のところは何とも斷定し難い。が、それは孰れにしても、K と H とは互に可變性をもつ音である。更に、下・項等の頭音についても、

それが $\nabla H \nabla$ と現在までに變化して來てゐることは周知の事實である。その差異が別段、いまの場合の結論を左右し得るに足るものでない事は明かであらう

因みにいふ、陸軍省の蒙古語大辭典では *tolivcho* と訓む。相似ル、適當スル、一致スル、記號スル等々と譯し「功勞に酬いる」を載せぬ。

六

要するに私は、元時代に謂はゆる「投下」を以て、現代蒙古語の *tokyakou* に關係あるものと斷定したのである。より端的には、「功勞に酬られるもの」としての *tokyā* 及び *tokyān* といふ形が、それぞれ「投下」「頭下」「*tou-hia*」並びに「投項」「頭項」「*tou-hiang*」の原語に當るべきものであつたと見たいのである。現在の *tokyakou* には勿論、「投下」の成立を可能ならしめた諸々の條件なり要素なりが充分には包藏されてゐない。しかし、それはそれでよい。日用言語として在るものであるからには、それがまた當然なのである。ただ之を一個の歴史的言語として回想しようとするとき、吾々は出来るだけの手段をつくして、その歴史的内容を豊富ならしめねばならぬ。かくて *tokyā* 投下 及び *tokyān* 頭項 は之を、『軍事的勳功に酬いんがために設定される種々の特權規定の總體、もしくは、その受領者』であつたと定義することが出来るのである。

本來以上のやうに定義さるべきものであり、而も相續といふ血脈的事實の心理的影響の下、却つてかの常識的な定義により適はしい者となりつゝあつた「投下」は、少くとも實體的には、元一代を通じて存在した。種々の歴史的役割を果しながら、ともかくも存続した。にも拘らず、「投下」「頭項」等の名辭その者は、元の中葉以降徐々に元人の語彙から遠ざかつて来る。或は遠ざけられて来る。元代史關係の諸史料、ことに元史の本紀によると、「投下」の語が次第に「愛馬」によつて代位されて來た事が判るのである。「愛馬」とは白鳥倉吉博士の克明を

極めた考證に従へば、「蒙古語では部隊・組合・團體・州郡を aimaq と云ひ、Kalmuck 語では部屬、Baisan 部の部曲を aimaq と云ひ、Burjat 語では宗族を aimaq と云ひ、Xalxa 語では區域を aimaq と云ふ。元朝祕史には之を阿亦馬黑 (aimaq) と音じ部落と譯してある」ものに他ならぬ。元來、「投下」と「愛馬」との言辭的關係は、例へば元典章^{吏部}二所收、仁宗延祐五年^{一三八三}の公文に、

後頭、各投下。有缺用人呵、只教他自愛馬裏、選著委付。大數目裏人^{當選内人(元志錄法上)}、廣くは非投下民の事、每、不教冒著入去。

と見えるものでも知られる通り、前者は後者を包攝するもの、後者は前者によつて包攝されるものであつたのである。この場合の「愛馬」は「大數目裏人」の對稱であつたに過ぎない。ところが時と共にそれが混同されて來て、元末順帝の頃には、山居新話の著者楊瑀の如く「愛馬」に註して「即ち投下なり」とするやうになる。言葉の幅の同一視。結局、「愛馬」ばかりが行はれて「投下」の語は、少くとも本來の形では忘失されてしまつた。明初の編纂に係る諸文獻、例へば華夷譯語には、「愛馬」のみを舉げて「投下」を記してゐないのである。

「投下」忘失の過程が(一)單純なる言葉に對する好尚の變化に基くものに過ぎぬか、(二)或は又、外來語に對する嫌忌の發生を物語るものであるか、(三)更には、より重大な背後的事情を反映するものであるかに就いては、まだ確言の時期に達してゐない。この際多少の臆測が許されるならば、「投下」に於ける軍事的意義の褪色乃至は喪失と社會的・經濟的意義の深化、いひ換へると、武力兵權からする(血脈と)土地人民とくに人民^{元代わけても至元以後の投下に於ける土地と人民とは、觀念的にみて、その結合が餘りに緊密でない。可分的でもあり得た。}とへの重點の移動が、主としてこの事態を惹起さしめたものではあるまいかと思ふ。つまりは、北方民族的封建精神からする漢民族的封建精神への質的な移行が、その主要原因であつたものと見たいのである。このことは唯、「愛馬」がより多く土地人民を指示する事からの立言に過ぎぬ。これを確

證しようが爲には、元時代に於ける兵制、ことに「投下」のもつ兵權の推移に就いての充分な知識を必要とする。この點後の考へを俟たねばならぬ。ただし、百の考證必ずしも常に一の直觀に勝りはしないのである。

【補註】

① 軍事的勳功が分地受領の資格たるべきもの（の少くとも一つ）であつた事を、比較的はつきりと示してゐる文獻は、元史卷一百二十一の畏答兒傳であつて、そこには「歲丙申……授忙哥泰安州民萬戶。帝（太宗）訝其少。忽都忽對曰、臣今差次、惟視舊數多寡。忙哥舊歲八百戶。帝曰、不然。畏答兒（忙哥の父）封戶雖少、戰功則多、其增封爲二萬戶、與十功臣同。」とある。但し直接には「投下」の語を用ひてゐない。又これだけでは文治的勳功の資格性を否認する事が出來ぬ。

② 齊しく經濟民といつても、私奴と法恰口とが本質的には却つて「農土」的であつたことを注意せねばならぬ。なほ怯恰口は本主に從つて軍陣に伍することも稀ではなかつた様である（例へば元史一百二十一速不台傳）。このこと遼代の私奴について知る所がない。

③ 茲にはその基本的であり本質的であると考へられるものばかりを舉げた。それら中のどれかの者の特殊な表現形態（例へば元代國王に於ける旗幟の使用の如き）若しくはそれら全體からの發展形態（例へば站赤に關する元代「投下」の特權の如き）と思はれる種々の特權規定は姑く省略に従ふ。たゞ元史卷九十九官志、經世監の條に「掌營盤・納鉢（周知の如く遼史卷三十一營衛志には捺鉢に作る、即ち行營のこと）及標撥投下草地。有詞訟則治之、」などと見える「投下草地の標撥」——これはその性質上、又元代の文獻に屢々「投下」が民田を冒占して牧地にしようとした跡の見える事などから推察すると或は分民所在地の頒賜とは別個の事象として「投下」成立の本質的狀態に於いても既に存在したのではないかも考へられるが、まだ充分に調べがつかないのではやはり省いて置く。

本篇は、かつて東方文化學院京都研究所に奉職中、指導員羽田先生の閲讀を経て提出した、極めて簡単な紙片二枚のメモ風の研究經過年次報告の趣意を、その寫しによつて發展せしめたものである。尤も、直接には講義草案を基にした。（小川裕人氏の制壓下、その輝しき幻影におびえつゝ八月一―十六日稿了）